平成２１年（フ）第６２７号
千葉県我孫子市下ケ戸1825番地の19―103号
債務者　坂上　和子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６３３号
千葉県流山市松ケ丘１丁目475番地の99森ビル303
債務者　本多　美子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６６２号
千葉県鎌ケ谷市中央１丁目５番７号西村荘202号
債務者　吉敷　勝紀
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６７１号
千葉県野田市桜の里１丁目３番地の１
トゥーランドット５―202
債務者　高崎　泰憲
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６７２号
千葉県野田市桜の里１丁目３番地の１
トゥーランドット５―202
債務者　高崎　美穂
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６８９号
千葉県松戸市常盤平２丁目24番地の１常盤平公団住宅１街区42棟304号
債務者　酒井　芳美
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６９０号
千葉県松戸市二十世紀が丘柿の木町125番地稲垣ハイム102号
債務者　宮葉多喜男
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６９４号
千葉県野田市宮崎80番地の７　市営住宅宮崎西団地３号棟302号
債務者　白崎　　武
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６９６号
千葉県柏市豊四季945番地1051　リッシェルⅡ―103号
債務者　杉田　　久
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７１号
兵庫県南あわじ市倭文庄田386番地55
債務者　奈良　裕二
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第７２号
兵庫県南あわじ市倭文庄田386番地55
債務者　奈良　　綾
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第２０１号
長野県埴科郡坂城町大字南条979番地55
債務者　佐藤　　央
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１５７号
岩手県一関市大東町摺沢字但馬崎12番地28
債務者　小山　立子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第７００号
千葉県柏市若葉町６番２号野村アパート２Ｆ
債務者　上原　正光
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７０１号
千葉県柏市若葉町６番２号野村アパート２Ｆ
債務者　上原　弥生
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８５５号
福岡県中間市鍋山町26番５号
債務者　窪田　恵子（旧姓笹原）
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０９９号
北九州市小倉北区大畠３丁目２番12号
債務者　中山　俊明
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１３４号
北九州市八幡西区永犬丸南町１丁目11番１号
債務者　吉積　優夏
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部